



倉又 稔
議員
指定管理の検証と見直しは

指定管理の検証と見直しは

化などの効果が期待できる制度とされている。

質問
指定管理者制度は、その導入により、民間事業者の有する技術や知識の活用が可能となり、住民サービスの向上や行政コストの縮減、地域活性化

当制度は、平成15年6月の地方自治法の一部改正により同年9月に開始された。これに伴う経過措置として、平成18年9月までは従来の管理委託の制度を続けられることができたが、それ以後は、指定



峰 孝
議員
新保 汚泥問題について

原発事故対策と放射能汚泥問題について

質問

当市近隣の原発で事故があった場合の対応や、ヨウ素剤の配備方法等の検討状況はどうか。

また、市内セメント会社では、放射能汚染下水道汚泥等の処理が行われているが、公害防止協定との関連はどのように考えているか。

市長答弁
県内市町村による研究会や県のワーキングチームが、原発

管理者制度を導入するか、行政による直営のいずれかを選択しなければならぬという経緯があった。そのため、当市では、合併から1年後の平成18年によく指定管理者制度の検討が行われたが、当時は行政も議会も制度そのものの理解が不足していたように感じている。

当市が指定管理者制度を導入して6年が経過したが、この間、一部見直しはされたものの、今まで個々について詳しく検証し、評価したことはなかったように思う。現時点での課題を拾い出し、制度の

事故が発生した場合の「実効性のある避難計画」の検討を進めているが、当市近隣の原子力発電所はいずれも50キロメートル以上離れていることから、即時避難の必要はないと方向が示されている。

また、ヨウ素剤については、当市では3か所に備蓄しているが、平成24年11月、原子力規制委員会から、停止中の原子炉は放射性ヨウ素を放出しないので劇薬であるヨウ素剤の住民配布を自粛するよう発表があり、今後示される具体的な配布・服用方法を踏まえ対応していく。

目的に沿った見直しを行うべきではないかと考えるのだが、市の見解を伺う。

市長答弁

指定管理者制度について、当市では、個別の法の制約で導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性等を踏まえ市が直接管理することが適当と判断される施設以外のものは、平成18年度以降、原則として制度の導入を進めてきた。

制度導入から6年が経過し、この間、指定管理者による管理状況を確認し、施設の譲渡や直営への変更等の見直し

下水道汚泥については、特別措置法で定める特定産業廃棄物ではないことから、通常の廃棄物として処理されている。

並行在来線と大系線について

質問

新幹線開業後、北陸本線はディーゼルカーでのワンマン運行が計画されているが、安全のためにも電車の運行を求めていくべきではないか。また、大系線を観光路線として強化していく必要はないか。

を行ってきたが、今後、公募対象施設は平成25年度で期間が満了となることから、課題の点検、見直しを進めていきたいと考えている。



市長答弁

ディーゼルカーの運行は安定した経営を図るための策で、市として、電車と同等の安全性を求めている。また、大系線については、新幹線、並行在来線との接続に配慮したダイヤをJR西日本に働きかけるとともに、沿線のジオサイトをアピールし、交流人口の拡大に努めていきたい。

《その他質問項目》

・高齢者介護について